

日野市立滝合小学校トイレ改修工事

①棟東系統

図面リスト		
図面番号	図 名	縮尺（A1）
A-00	表紙・図面リスト	—
A-01	特記仕様書（1）	—
A-02	特記仕様書（2）	—
A-03	特記仕様書（3）	—
A-04	特記仕様書（4）	—
A-05	特記仕様書（5）	—
A-06	特記仕様書（6）	—
A-07	工事区分表	—
A-08	計画概要・案内図・配置図兼仮設計画参考図	1/500
A-09	1 階平面図・仮設計画参考図	1/200
A-10	2 階平面図・仮設計画参考図	1/200
A-11	3 階平面図・仮設計画参考図	1/200
A-12	（既存） 1 ・ 2 階平面詳細図	1/30
A-13	（既存） 3 階平面詳細図・天井伏図・撤去壁区分図	1/30
A-14	（既存）建具表・展開図	1/50
A-15	（改修後） 1 ～ 3 階平面詳細図	1/30
A-16	（改修後） 1 ～ 3 階天井伏図・新設壁区分図	1/30
A-17	（改修後）展開図 1	1/30
A-18	（改修後）展開図 2	1/30
A-19	（改修後）展開図 3	1/30
A-20	（改修後）建具表	1/50
A-21	（既存・改修後）矩計図	1/30
A-22	部分詳細図	図示

第 1 編 共通事項

■ 第 1 章 工事概要

1. 1

工事件名

日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統
1. 2

工事場所

日野市西平山二丁目3番地の1
1. 3

工事規模

建物名称

日野市立滝合小学校

構造規模

鉄筋コンクリート造 地上3階建て

改修工事面積

①棟東系統：約105㎡
1. 4

工 期

工 期

契約確定日の翌日～令和7年12月26日

概成工期

契約確定日の翌日～令和7年12月12日

- (1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。
作業不能日数：12日間
- (2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（2019年（令和元年）～2023年（令和5年））について、本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものの。
- (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方_東京_八王子地点」におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

1. 5 工事概要
- 校舎①棟東系統トイレ（1～3階）の全面改修

1. 6 備考
- (1) 週休2日促進工事の適用については以下による
- 本工事は、週休2日を促進することを目的とし、発注者が週休2日に取り組みことを指定する、「週休2日促進工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は「日野市「週休2日促進工事」実施要領」を参照すること。
- なお、「日野市「週休2日促進工事」実施要領」は、日野市ホームページから入手できる。

■ 第 2 章 一般事項

- (1) 情報セキュリティポリシーの遵守
- 1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。
- 2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については市ホームページの入札情報から入手できる。
- 3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。
- (2) 環境負荷低減の取組について
- 1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による環境型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ」（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。
- ①環境基本計画 ②環境配慮計画 ③環境方針 ④環境管理上の要望について
- ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気象非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言
- 2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。
- ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。
- (3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務
- 本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。
- 1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。
- このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。
- 2) 差別等事業を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。
- なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

- (4) 内部通報制度
- 1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。
- 本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に関係する法令違反、不平等行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監督員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監督員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。
- 2) 内部通報したこと、又は行政監督員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取り扱いを受けたと思われるときは、行政監督員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。
- なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報にする通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。
- (5) 環境により負荷の小さい自動車利用
- 本契約の履行にあたって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
2. 1 適用範囲
- (1) この特記仕様書では、「最新年度版 東京都建築工事標準仕様書」に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。本特記仕様書に記載されていない事項については、上記の標準仕様書のとおりに施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては、監督員の指示に従い施工すること。
- (3) 本特記仕様書に記載している次のア及びイのガイドラインにおける「請負者」の表記については、「受注者」と読み替える。
- ア 東京都建設リサイクルガイドライン
- イ 東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）
- (4) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。
2. 2 特許権等の調査について
- 本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。
2. 3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等
- (1) 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事の受注者を指名する。
- この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
- (2) (1)の指名に基づき、労働安全衛生法第15条、第15条の2、及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出すること。
- ア 統括安全衛生責任者
- イ 元方安全衛生責任者
- ウ 店社安全衛生責任者
2. 4 かし調査への立会い
- 工事目的物の引き渡し日から一年以内（又は二年以内）にかし等調査（工事請負契約書第41条第1項のかし及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、受注者はその調査に立ち会うものとする。
2. 5 工事の入札等について
- 入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 6 公共事業労務費調査に対する協力
- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。
2. 7 各種点検、調査、見学会等への協力
- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。
2. 8 設計変更等
- 設計変更等については、工事請負契約書第17条から19条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン」（東京都）の最新版によることとする。

■ 第 3 章 支払

3. 1 部分払
- (1) 工事請負契約書第38条に定める部分払の方法は、次による。
- ・段階別部分払（支払回数は、回以内とする。）
- ・特例工事部分払（支払回数は、回以内とする。）
- 部分払については、行わない。
- (2) それぞれの運用については、次による。
- 段階別部分払
- ア 請求時期及び出来形
- (7) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。
- (4) 請求時期における出来形は、認定に適するものとし、その内容は別紙「工種別出来形及び認定率表」のとおり
- イ 出来高率表の提出
- 受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を、発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及び認定率表とにより算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。
- なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。
- 特例工事部分払
- ア 請求時期
- 請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。
- イ 出来高率表の提出
- 受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度提出する。
- なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

■ 第 4 章 施工区分

4. 1 施工区分
- 別途関連工事との施工区分は、別紙参照とする。
4. 2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い
- 本工事の施工に伴う光熱水費の支払いは、次による。
- ・受注者の負担とする。
- 発注者の負担とする。

工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-01	図 名	特記仕様書 1	縮 尺	－
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部財産管理課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所番 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志				

オ 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

(7) 建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を、次の場所へ搬出し、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する確認結果票の作成等、受領書による管理を実施する。

- 現場内利用（工事現場外一時仮置き）
ストックヤード（区・市 地先）へ搬出し、一時仮置きをする。仮置きを行う場合は、周辺環境に配慮し、必要な措置を講じる。
- 工事間利用
次の工事現場へ搬出する。
なお、受注者は、工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議をする。

建設工事現場（区・市 地先）
搬出に先立ち、土壌汚染対策法施行規則に従った土質試験を搬出前に実施し、その結果を工事間利用先工事の発注部に通知する。なお、建設発生土は、コンクリート塊等の異物と完全に分別し、これらの異物を混入させないこと。

○ 指定処分Ⅰ（最終搬出先の記録の作成、保存が不要）

本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

- 東京都建設発生土再利用センター（（公財）東京都都市づくり公社）へ搬出する。
- 株式会社建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）事業地の次の場所へ搬出する。
地区（区・市 地先）
 - 中央防波堤内側埋立地（東京港埠（ふ）頭株式会社）へ搬出する。
 - 新海面処分場（新海面埋立地及び中央防波堤外側埋立地：東京港埠（ふ）頭株式会社）へ搬出する。

搬出先名称（区・市 地先）へ搬出する。
指定処分Ⅱ（最終搬出先の記録の作成、保存が必要）
本工事から発生する建設発生土は以下の搬出先へ搬出する。以下の搬出先は、最終搬出先の記録の作成、保存を行わなければならない。

受注者は、以下の搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

- 搬出先名称（区・市 地先）へ搬出する。

(4) 異物混入の防止

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

(7) 建設廃棄物の取扱い

受注者は、COBRIS等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。

本工事では、次の場所にある再資源化施設への搬出を想定しているが、事前に監督員の承諾を得た場合は、受注者はこれ以外の施設を選定することができる。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

- コンクリート塊
（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
・ アスファルト・コンクリート塊
（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
・ 建設泥土
（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
・ 建設発生木材（原則として再資源化施設への搬出とする）
（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：
・ 建設混合廃棄物
（住所／搬出距離／搬出量／搬出条件等）
住所 丁目 番 号
搬出距離 約 km 搬出量 約 m3 搬出条件：

キ セっこうボードの処理方法は、次による。

セっこうボードの撤去に際しては、セっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。

- (7) (4) 及び (4) 以外の石膏ボードの処理は次による。
 - 最終処分場とする。
 - 再資源化とする。

ク PCB含有シーリング材の処理は、次による。

-

1.1.17 過積載の防止

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。
<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/kentikuhozen/index.html>

1.1.19 保険の加入及び事故の補償

○ 本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

1.1.26 住宅瑕疵（かし）担保履行法に基づく資力確保措置

(1) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に基づく保険の加入又は保証金の供託の適用については、次による。

- 適用する
- 適用しない。

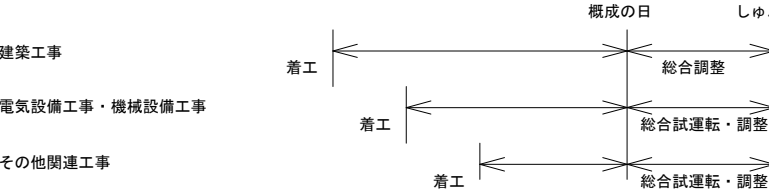
■ 第2節 工事関係図書

1.2.1 実施工程表

(2) 全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期（第1編「1.5 工期」に明記された場合は、これによる。）を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。また、工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日とする（関連工事等は、「1.1.11 関連工事等の調整」による。）。

なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。

※ 概成工期の概念図（概成工期の定義は標準仕様書「1.1.2 用語の定義(26)」による。）



工程で条件がある場合は、次による

- 工事の乗り込みは、学校が夏季休暇となってからとする。
- 解体工事等、振動騒音の発生する工事を、学校の夏季休暇中に完了させること。

1.2.2 施工計画書

(5) 「2.2.4 仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書については、監督員の承諾を受ける。

1.2.4 工事の記録等

(5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

- 作成する。
 - 作成しない。
- エ 写真帳の提出は、次による。
 - 工事完了時に電子データで提出する。
なお、写真帳とは工事記録写真を工種、区分ごとに施工順序に従い系統だって整理し、必要に応じてキーブランチ、説明図を添付したものである。

(8) 工事状況記録ビデオ

- 作成しない（注：東京都議会上程案件以外の場合は作成しない。）。
 - 工事状況を撮影・編集したビデオテープ、DVD等については、次のとおり提出する。

■ 第3節 工事現場管理

1.3.3 電気保安技術者

工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。

- 配置する。
- 配置しない。

1.3.5 施工条件

(2) 施工条件は、次による。

-
-

■ 第4節 材料

1.4.1 環境への配慮

(1) 「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下、「環境物品等」という。）の調達等は、原則として、次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」等については、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。

ア 本工事で指定する環境物品等は、次による。

- (7) 特別品目
 - 建設発生土、改良土
 - 環境配慮型型枠（複合合板型枠等）
 - 再生クラッシュラン
 - 再生粒度調整砕石
 - 再生加熱アスファルト混合物
 - 再生加熱アスファルト処理混合物
 - 多摩産材を用いた建築材料
 - 国産木材を用いた建築材料
 - 低VOC塗料
 - エコセメントを用いたコンクリート二次製品
 - スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
 - ノンフロン断熱材
 - 再生骨材（○L・M）を用いたコンクリート
 - 再生骨材Hを用いたレディーミクストコンクリート
 - 再生木質ボード類
- (4) 特定調達品目
 - 建設機械
 - ビニル系床材
 - フローリング
 - 陶磁器質タイル
 - 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成材）
 - 日射調整フィルム
- (7) 調達推進品目
 -

イ 受注者は、ア以外のもので、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」に示す環境物品等の使用を希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、積極的に使用するものとする。

ウ 受注者は、環境物品等の各品目の「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。

1.4.2 材料の品質等

- (1) 本工事に使用する材料のうち、新品を使用しなくてよいものは、次によるほか、(8)による。
- (8) 次の再生材の品質は、次による。

- 次の材料の品質は、「土木材料仕様書」（東京都建設局）による。
（土木材料仕様書については、東京都建設局ホームページを参照する。）

- ア 再生クラッシュラン（RC-40、RC-30）
- イ 再生粒度調整砕石（RM-40、RM-30）
- ウ 再生砂（RC-10）
- エ 再生加熱アスファルト混合物
- オ 改良土
- カ 粒状改良土
- キ 流動化処理土
- ク 再生骨材Lを用いたコンクリート
- ケ コンクリート用再生骨材H
- コ 再生粒度砕石（浸透トレンチ用）

工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-03	図 名	特記仕様書3	縮 尺	－
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部財産管理課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志				

1.4.4 材料の検査等

- (1) 本工事に使用する材料は、別に定める「財務局材料検査実施基準」（東京都財務局）に基づく検査を受け、合格したものを使用する。
- (6) コンクリートの圧縮強度試験は、「6.9.3コンクリートの圧縮試験」(2)オの構造体コンクリートの強度の判定（表6.9.3 供試体の養生方法、材齢及び試験回数）用にて作成された供試体を用いて行う、「6.9.5 構造体コンクリート強度の判定」をいう。
- 標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに掲載されているので、参照する。

■ 第5節 石綿含有建材の調査

1.5.1 事前調査

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。
- ・天井フレキシブルボード（男子・女子便所、廊下）
- (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。
- ①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）
- ②（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの
- ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。

なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

■ 第7節 施工

1.7.7 排出ガス対策型建設機械

- 次の建設機械には、排出ガス対策型を用いるものとする。
- 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）
- (1) バックホウ
- (2) ホイールローダ
- (3) ブルドーザ
- (4) 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- (5) 空気圧縮機（可搬式）
- (6) 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの）
- (7) ホイールクレーン（ラフテレンクレーン）
- (8) ローラ類（ロードローラ、タイヤローラ又は振動ローラ）（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

1.7.8 低騒音・低振動型建設機械

- (1) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。
- ア バックホウ
- イ クラムシェル
- ウ トラクターショベル
- エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
- オ 油圧式杭圧入引抜機
- カ アースオーガー
- キ オールケーシング掘削機
- ク アースドリル
- ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
- コ アスファルトフィニッシャー
- サ 空気圧縮機
- シ 発動発電機
- (2) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。
- ア バイプロハンマー

1.7.9 化学物質の濃度測定

- 化学物質の濃度測定は、次による。
- 測定は行わない。

■ 第9節 しゅん功図等

1.9.1 完了時の提出図書

- (1) 提出図書
- ア しゅん功図は、次による。
- 作成する（「1.9.2 しゅん功図」による。）。
- ・ 作成しない。

イ しゅん功写真は、次による。

- 作成しない。
- ・ アルバムに編集し、監督員に提出する。アルバムの提出部数は、2部とする。
- また、撮影場所、撮影枚数等は、次による。
- ウ 保全に関する資料は、次による。
- 作成する（「1.9.3 保全に関する資料」による。）。
- ・ 作成しない。

1.9.2 しゅん功図

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原因としてもよい。

種類、記入内容及び提出部数は、次による。

- (1)しゅん功原図—部—
- (2) 見開製本 (A1) 1部（文字なし観音開き）
- (A3) 1部（文字入り観音開き）
- (3) 電子データ版 (CD-R等) 2部

1.9.3 保全に関する資料

- (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
- ア 建物保全データ 電子データで2部
- 監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。
- イ その他の保全に関する資料
- ・ 付属品等引渡し通知書
 - ・ 保証書
 - ・ 試験成績書
 - ・ 建築物等の保守に関する説明書（機器取扱説明書、装置の運転説明書等）
 - ・ 官公署届出書類（副本）
 - ・ 官公署届出書類の写し ※官公署届出書類及び保証書を除き、2部提出する。
 - ・ 官公署届出書類の写し
 - ・ 鍵・備品・工具リスト
 - ・

第2章 仮設工事

■ 第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

2.2.4 足場、仮囲い等

- 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 平成21年4月24日付基発第0424001号）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

■ 第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等

監督員事務所の設置は、次による。

- 設置しない。
- ・ 設置する。

■ 第5節 既存部分の養生

2.5.2 既存部分の養生

- (1) 既存部分の養生は、次による。
- 養生シート
- (2) 固定された備品等の移動は、次による。
- ・ 行う（図示による。）。
- 行わない。
- (4) 既存家具等の養生は、次による。
- 行わない

2.5.3 仮設間仕切り

- (1) 仮設間仕切り等の種別、下地、材種、厚さ、塗装等は、次による。

種別	下地	材種	厚さ (mm)	塗装等
OC種	木下地	合板張り	9	行わない

- (2) 仮設扉の設置箇所及び種別は、次による。

- 木製扉 合板張り

第4章 地業工事

■ 第6節 砂利、砂、割り石、捨コンクリート地業等

4.6.2 材料

- (1) 砂利地業に使用する砂利は、次による。
- ア 直接基礎（軽微な建物を除く。）
- ・ 再生クラッシャラン（RC-40）
 - ・ 切込砂利
- 切込砕石
- イ 上記以外
- 再生クラッシャラン（RC-40）
- ・ 切込砂利
 - ・ 切込砕石

4.6.3 砂利及び砂地業

- (1) 砂利及び砂地業の厚さは、次による。
- 図面による。

第5章 鉄筋工事

■ 第2節 材料

5.2.1 鉄筋

鉄筋の種類は、次による。

種類の記号	呼び径 (mm)
○ SD295A	○ D10、D13、D16

■ 第3節 加工及び組立て

5.3.4 継手及び定着

- (1) 鉄筋の継手は、次による。
- 重ね継手（D29未満の鉄筋の場合）
- D10～D16
- (2) 鉄筋の継手位置は、図面による。
- (3) ア 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、次による。
- ・

なお、上記以外は、40d（軽量コンクリートの場合は50d）又は表5.3.1の重ね継手長さのうち、いずれか大きい値とする。

イ ア以外の鉄筋の重ね継手の長さは、表5.3.1による。

なお、表5.3.1は、コンクリートの設計基準強度（Fc）が18N/mm2以上36N/mm2以下の場合に適用する。

表5.3.1 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度（Fc）（N/mm2）	フックなし	フックあり
		L1	L1h
SD295A SD295B	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24、27	35d	25d
	30、33、36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24、27	40d	30d
	30、33、36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24、27	45d	35d
	30、33、36	40d	30d

第6章 コンクリート工事

■ 第2節 コンクリートの種類及び品質

6.2.1 コンクリートの種類

- (1) コンクリートの類別は、次による。
- I類
- ・ II類
- (2) コンクリートの気乾単位容積質量による種類は、次による。
- 普通コンクリート
- ・ 軽量コンクリート

6.2.2 コンクリートの強度

普通コンクリートの設計基準強度（FC）は、次による。

設計基準強度（FC）	スランプ (cm)	適用範囲
○ 21 N/mm ²	18	スラブ、土間

軽量コンクリートの設計基準強度（FC）は、次による。

設計基準強度（FC）	スランプ (cm)	適用範囲
○ 21 N/mm ²	18	床押え

第15章 左官工事

■ 第5節 仕上塗材仕上げ

15.5.2 材料

- (1) 仕上塗材

ウ 仕上塗材の種類、呼び名、仕上げの形状等は、次による。

種類	呼び名	仕上げの形状等
○ 複層仕上塗材	○ 複層塗材E	○ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様 耐候性：2種 上塗材：ウレタン 溶媒：○水系 ・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 樹脂：・アクリル系 ○ ウレタン系 外観：○つやあり ・ つやなし ・ メタリック 防水形の増塗材：・ 行う ・ 行わない

※外壁塗装（補修部分）は、上塗材（ウレタン）のみとする

工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-04	図 名	特記仕様書4	縮 尺	－
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部財産管理課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志				

第18章 塗装工事

■ 第1節 共通事項

- (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか、図面（仕上げ表等）による。
- また、「1.4.1環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。
- ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量1％以下（鉄部用は5％以下）の水性塗料であること。
- イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。
- 塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にに行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

■ 第2節 素地ごしらえ

- (1) 木部の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料の種別
○ B種	三方枠、窓枠、木枠

せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料の種別
○ A種	図面表記のEP-G塗、EP塗

■ 第5節 クリヤラッカー塗り（CL）

クリアラッカー塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
○ B種	三方枠、窓枠、木枠

■ 第7節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
○ B種	図面表記のEP-G塗

■ 第8節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）

合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
○ B種	図面表記のEP塗

第19章 内装工事

■ 第1節 共通事項

19.1.2 基本品質

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にに行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

■ 第2節 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

19.2.2 材料

- (1) ビニル床シートの種類、色柄、厚さ等は、次による。

種類の記号	色 柄	厚さ（mm）	使用箇所
○超防汚複層ビニル床シート UV樹脂コーティング		2.0	トイレ

- (4) ビニル幅木の厚さ、高さ等は、次による。

- 厚さ2.0mm、高さ150mm、床シート巻上げ

■ 第7節 セっこうボード、その他ボード及び合板張り

19.7.2 材料

- (1) セっこうボード、その他のボード類の種類、厚さ等は、次による。

種 類	規格、区分等	厚さ（mm）	使用箇所
○ セっこうボード製品	○セっこうボード（GB-R）	9.5	図示による
	○シージングセっこうボード（GB-S）	12.5	図示による
	○化粧セっこうボード（GB-D）	9.5	図示による
	○強化セっこうボード（GB-F）	21	図示による
○ けい酸ｶｼｬﾑ板製品	○ﾎﾟﾘｴﾃﾙｾﾞﾙｾﾞｲﾝ酸ｶｼｬﾑ板	6.0	図示による
○ 合板	○耐水合板	12、15	図示による

※ 設備器具が取り付く箇所は下地補強板を設置の事。

19.7.3 工法

- (1) 下地は、次による。
- 軽量鉄骨下地
- (5) ボード類、合板等の張付け
- ウ 合板類の張付けの種別は、次による。
- A種（ボード）
- (7) セっこうボードの目地工法の種類は、次による。
- 継目処理工法（グラスファイバイテープによる工法）

第20章 ユニット及びその他の工事

■ 第1節 共通事項

20.1.2 基本品質

塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分にに行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

20.2.5 トイレブース

- (2) 材料

- ア パネル表面材は、次による。
- 高圧メラミン樹脂化粧板（パーティクルボード裏打）

- ウ 脚部の形状は、次による。

- SUS巾木

20.2.8 表示

- (3) 室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等は、次による。
- 図示による。

20.2.10 コーナービード

- (1) コーナービードの材質は、次による。
- アルミ

天井点検口：次による。

- アルミ製、目地タイプ

第25章 建具改修工事

■ 第1節 一般事項

25.1.3 改修工法

- (1) 既存建具を新規金属製建具改修する工法等は、次による。

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	備考
・ アルミニウム製建具		・	・	
・ 樹脂製建具		・	・	
○ 鋼製建具	・ 外部 ○ 内部	・	・	○ 図示による
○ 鋼製軽量建具		・	○ 図示による	
・ ステンレス製建具		・	・	

- (2) 新規に建具を設置する場合における、新規建具を設ける壁部分の開口の開け方及び新規建具周囲の補修工法並びにその範囲は、次による。

- 図面による。

・

25.1.5 見本の製作等（16.1.4 見本の製作等）

- (1) 建具見本の製作は、次による。
- 行わない

■ 第4節 鋼製建具

25.4.2 性能及び構造（16.4.2 性能及び構造）

- (2) 鋼製建具の性能値

- ア 簡易気密型ドアセットの適用は、次による。
- ・ 適用箇所は、次による。

- 適用しない。

25.4.3 材料（16.4.3 材料）

- (1) 鋼板類

- ア 鋼板は、次による。

材料	めっき付着量	
○ JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）	・ Z12	・ F12
・ JIS G 3317（溶融亜鉛－5％アルミニウム合金めっき鋼板及び鋼帯）	・ Y08	

第26章 内装改修工事

■ 第1節 一般事項

26.1.3 他の部位との取合い等

- (2) 既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲は、次による。
- 図面による。
- (3) 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲は、次による。
- 図面による。
- (6) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面の改修は、次による。
- 図面による。

26.1.4 工法

- (1) 既存の床、壁及び天井の撤去は、次による。
- 図面による。
- (2) 新設の床、壁及び天井の下地は、次による。
- 図面による。
- (3) 仕上げは、次による。
- 図面による。

■ 第2節 既存床の撤去及び下地調整

26.2.2 工法

- (1) 既存床仕上げの除去等
- ア(ウ) ビニル床シート等の浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去は、次による。
- 図面による。
- (3) 改修後の床の清掃範囲は、次による。
- ・ 図面による。
- 改修範囲及び廊下取合部

■ 第3節 既存壁の撤去及び下地補修

26.3.2 工法

- (1) オ 間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修は、次による。
- 図面による。

■ 第5節 木下地等

26.5.3 材料（12.2.1 木材）

「1.4.1 環境への配慮」のため製材等（製材、集成材、合板又は単板積層材）、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板又は木質セメント板）を指定された場合は、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（鳥しょにおける工事の場合は、「東京都鳥しょ地域における環境物品等調達方針（公共工事）」）の「製材等」及び「再生木質ボード」による。

また、ホルムアルデヒドの放散量については、「1.4.1 環境への配慮(2)」による。

- (2) 製材

- イ 造作材の種別は、次による。

- ・ A種

- B種

- ウ 杉、ひのきの無垢(むく)材を使用する場合、東京の木多摩産材認証協議会が認証した東京の木多摩産材を使用することとし、その適用は、次による。

・

エ 樹種

樹種等は、次による。

樹種	使用箇所	備考
○ タモ集成材	額縁、三方枠、一方枠	見付け材面等級：1等

（12.2.3 床張り用合板等）

- (1) 普通合板は、次による。

厚さ（mm）	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	その他の処理	備考
5.5、12		○ 1種 ・ 2種		・ 行う。 ○ 行わない。	・ 難燃処理 ・ 防炎処理	

工 事 名		日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統					
図 番		A-05	図 名		特記仕様書5	縮 尺	—
作 成 年 月 日		監理 日野市総務部財産管理課					
訂 正 年 月 日		設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志					

■ 第6節 軽量鉄骨天井下地

26.6.2 材料（14.4.2 材料）

- (2) 野縁等の種類は、次による。
- 19形

26.6.3 形式及び寸法（14.4.3 形式及び寸法）

- (1) 屋外の野縁受け、吊(つ)りボルト及びインサートの間隔は、次による。
- 間隔は、 900 mm程度とし、周辺部は端から 150 mm以内とする。

26.6.4 工法（14.4.4 工法）

- (1) ア 既存の埋込みインサートの使用は、次による。
- 使用する。
 - ・ 使用しない。

- イ(オ) あと施工アンカーの引抜き試験は、次による。

- ・ 行う。
- 行わない。

- (3) 野縁受けに野縁をクリップを用いて留めつける場合は、クリップのつめの向きを交互にして留め付ける。
- なお、クリップの野縁受への留め付けについては、つめが溝側に位置するものは野縁受の溝内に確実に折り曲げる。

- (4) それぞれの材料の緊結の工法は、次による。
- 標準施工要領書通りとする。

■ 第7節 軽量鉄骨壁下地

26.7.3 形式及び寸法（14.5.3 形式及び寸法）

- (1) スタッド、ランナーの種類等は、次による。

種 類	スタッドの高さによる区分	備 考
○ 50形	高さ2.7m以下	ライニング@300、一部壁ふかし
○ 65形	高さ4.0m以下	@300、一部壁ふかし

第27章 塗装改修工事

■ 第1節 共通事項

- (5) 塗料は、トルエン等の含有量の少ない水性形のを原則とするほか、図面（仕上げ表等）による。
- また、「1.4.1環境への配慮」による低VOC塗料は、次による。
- ア 建築物内装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量 1％以下（鉄部用は5％以下）の水性塗料であること。
- イ 建築物外装用の塗料は、有害金属類を添加していない塗料であって、従来の溶剤型塗料と比較しVOC含有量を低減した塗料であること。
- 塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとる。また、施工時及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させるものとする。

■ 第2節 下地調整

27.2.1 一般事項

- 既存塗膜の除去範囲は、次による。
- 塗膜の劣化部分

27.2.2 木部の下地調整

木部の下地調整の種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料の種別
○ RB種	巾木（廊下）

27.2.5 モルタル面及びプラスター面の下地調整

モルタル面及びプラスター面の素地ごしらの種別等は、次による。

種 別	施工部位及び塗料の種別
○ RB種	図面表記のEP-G塗

■ 第4節 合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）

27.4.2 塗料の種類

- 塗料の種類は、次による。
- 1種

27.4.3 木部合成樹脂調合ペイント塗り

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
○ B種	巾木（廊下）

■ 第7節 つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）

つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別等は、次による。

種 別	使用箇所
○ B種	図面表記のEP-G塗

第29章 石綿除去工事

■ 第1節 一般事項

29.1.1 適用範囲

石綿含有建材はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1％を超えて含有する物をいう。

石綿含有建材の種類は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（環境局）による。当該マニュアルは東京都環境局のホームページに掲載されている最新版を参照すること。

なお、既に封じ込まれている吹付け石綿等も、石綿含有吹付け材と同様の扱いとする。

29.1.3 施工一般

- (1) 受注者は、作業の届出に必要な書類等の関係官庁への提出について遅滞なく行う。
- (2) 受注者は、「大気汚染防止法」に基づく届出（特定粉じん排出等作業実施届書）又は「東京都環境確保条例」に基づく届出（石綿飛散防止方法等計画届出書）に必要な資料を作成し、監督員に届出の記載内容の説明を行うとともに、提出に協力する。
- (3) 受注者は、事前に「石綿障害予防規則」第4条に定められた事項を盛り込んだ施工計画書を作成、監督員に提出し、承諾を得た後に施工する。また、資格証明書及び工事経歴書の写しを施工計画書に添付する。その実施内容を監督員に報告する。
- (4) 石綿処理に関する調査、作業等については、諸法令等の遵守に加え、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（東京都環境局）の最新版に準拠する。
- (5) 関係法令、特記仕様書等で資格等を必要とされている作業関係者、確認者等について、監督員がその資格証等の提示を求めたときは、速やかに対応する。

■ 第2節 共通事項

29.2.6 表示および掲示

事前調査等、法令に基づき実施する掲示については、法令等に定められた大きさとする。その他の表示や掲示については、視認しやすい大きさとする。

■ 第5節 石綿含有成形板等の除去

29.5.1 石綿含有成形板等の除去

作業場所の周辺の養生は次による。

- ・ 隔離養生（負圧不要）に用いる養生シート等は、耐久性及び耐水性を有し、石綿の繊維が通過できない物とし、隙間等ができないように設置する。

29.5.2 工法

ア 湿潤化の方法は次による。

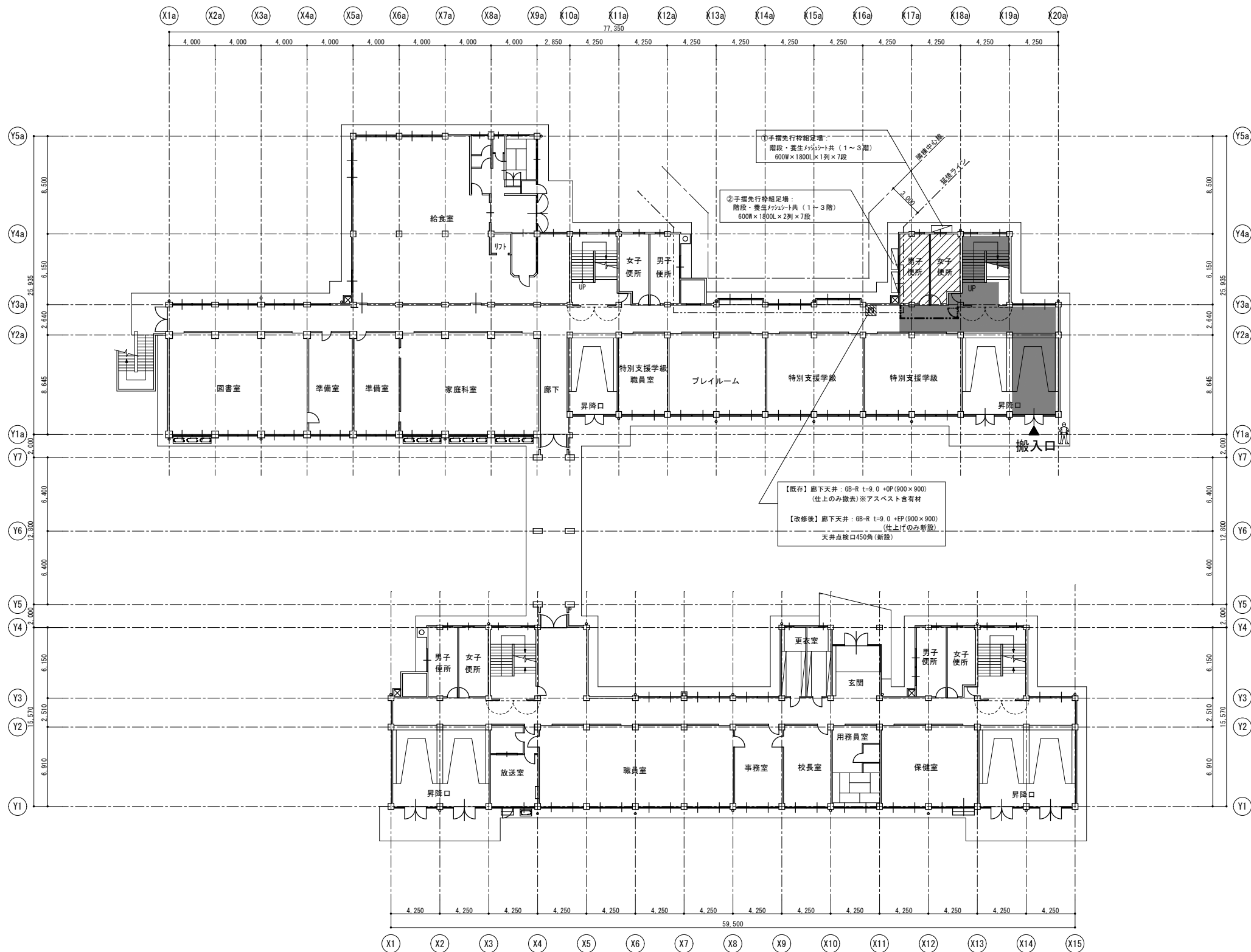
- 粉じん飛散抑制剤等の散布
- ・ 水噴霧による湿潤化
- ・ 散水による湿潤化

- ※ 湿潤化するために行う散水その他の措置により石綿を含む水を排出するときは、ろ過その他の適切な処理を行う。
- ※ 「手ばらし」とは、石綿含有成形板等の接合・固定状態を、簡易な工具等で解除又はその位置において人力により破砕して現位置より除去することをいう。一般的には破壊しなければ飛散はないが、やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した状態で作業する。
- ※ 石綿含有成形板等の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。なお、やむを得ず切断、破砕等を行しなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態、又は除じん性能を有する電動工具を使用して作業を行う。

29.5.4 確認及び後片付け

ア 除去完了の確認を行う石綿等に関する知識を有する者等とは、1.5.1(2)に示す事前調査を行うことができる者又は当該作業の石綿作業主任者とする。

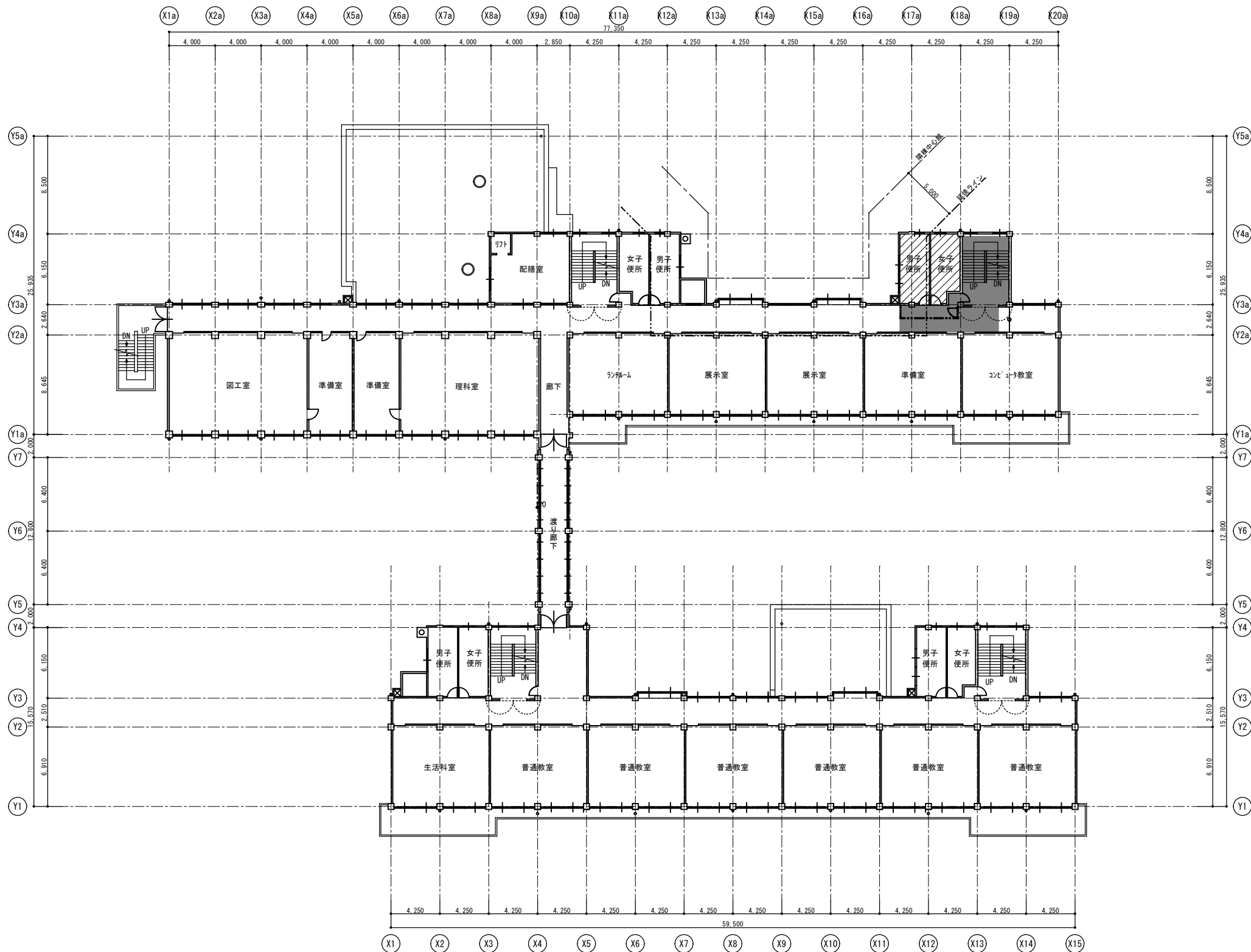
工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-06	図 名	特記仕様書 6	縮 尺	－
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部財産管理課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第 147732号 松崎 正志				



1階平面図 S=1/200

凡例	内容
	今回工事対象範囲
	工事関係者搬入経路 内部養生範囲
	仮設間仕切（厚付）：LGS下地片面合板 程度 ※設置の際に天井照明と干渉する場合は、監督員と協議すること。
	交通誘導員 ※適時配置
	延長ライン

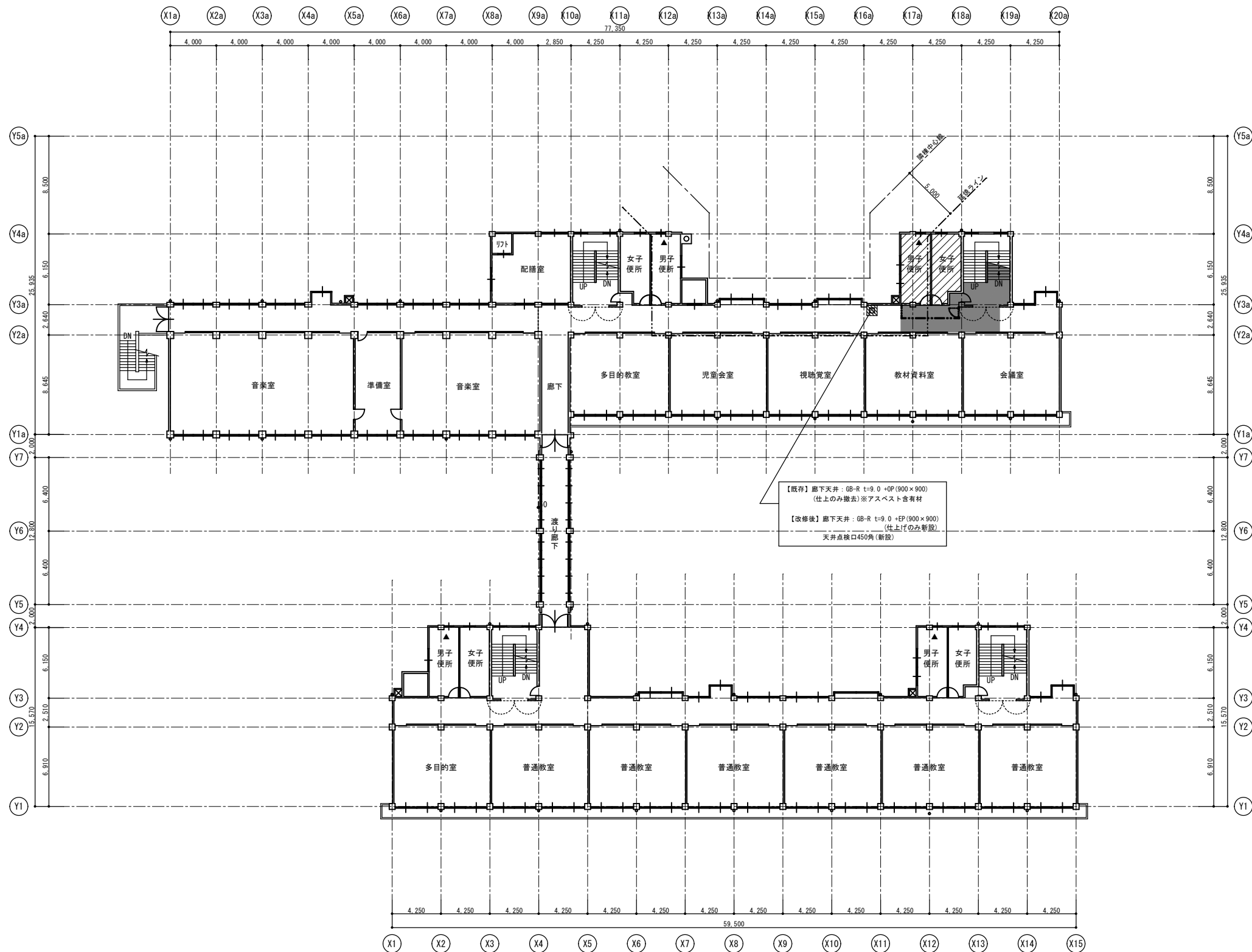
工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-09	図 名	1階平面図 ・仮設計画参考図	縮 尺	1/200
作 成	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志				



2階平面図 S=1/200

凡例	内容
	今回工事対象範囲
	工事関係者搬入経路 内部養生範囲
	仮設間仕切（厚付）：LGS下地片面合板 程度 ※設置の際に天井照明と干渉する場合は、監督員と協議すること。
	交通誘導員 ※適時配置
	延長ライン

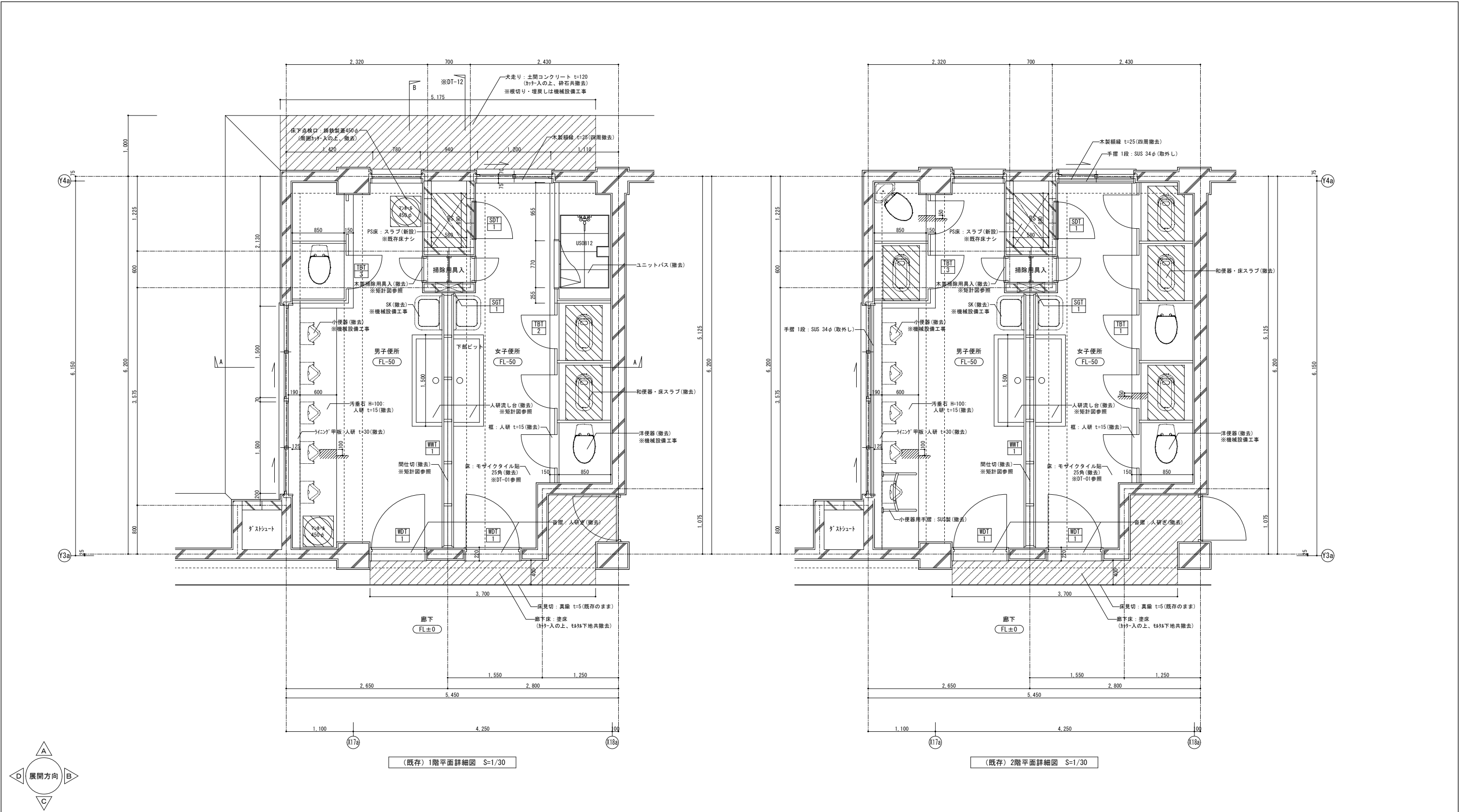
工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-10	図 名	2階平面図 ・仮設計画参考図	縮 尺	1/200
作 成	監理 日野市総務部建築営繕課				
年 月 日					
訂 正	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志				
年 月 日					



3階平面図 S=1/200

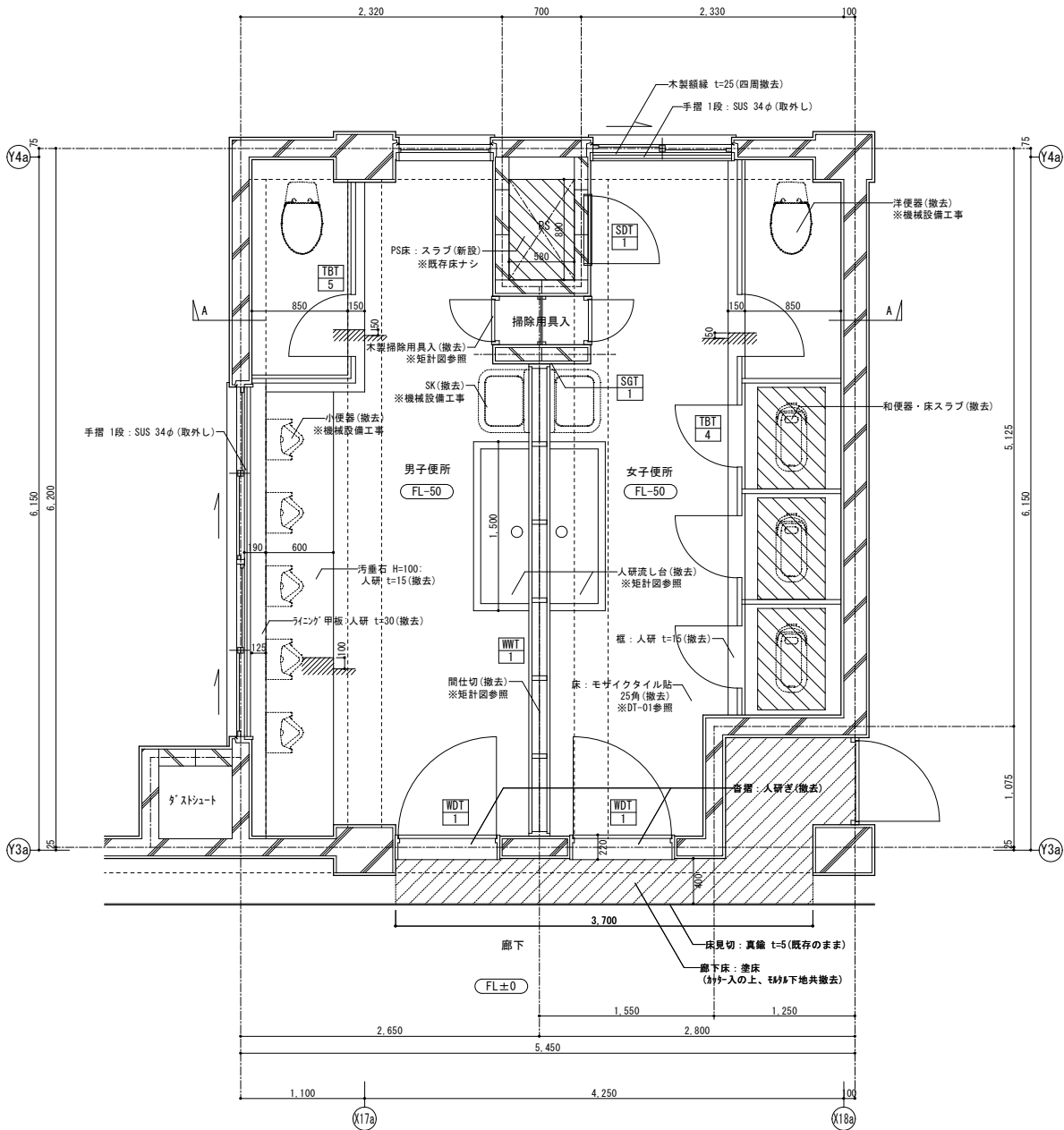
凡例	内容
	今回工事対象範囲
	工事関係者搬入経路 内部養生範囲
	仮設間仕切（厚付）：LGS下地片面合板 程度 ※設置の際に天井照明と干渉する場合は、監督員と協議すること。
	交通誘導員 ※適時配置
	延長ライン

工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-11	図 名	3階平面図 ・仮設計画参考図	縮 尺	1/200
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計	株式会社 山下テクノス 事務所登録 管理建築士	一級建築士事務所 東京都知事 第 20633号 一級建築士 第147732号 松崎 正志		

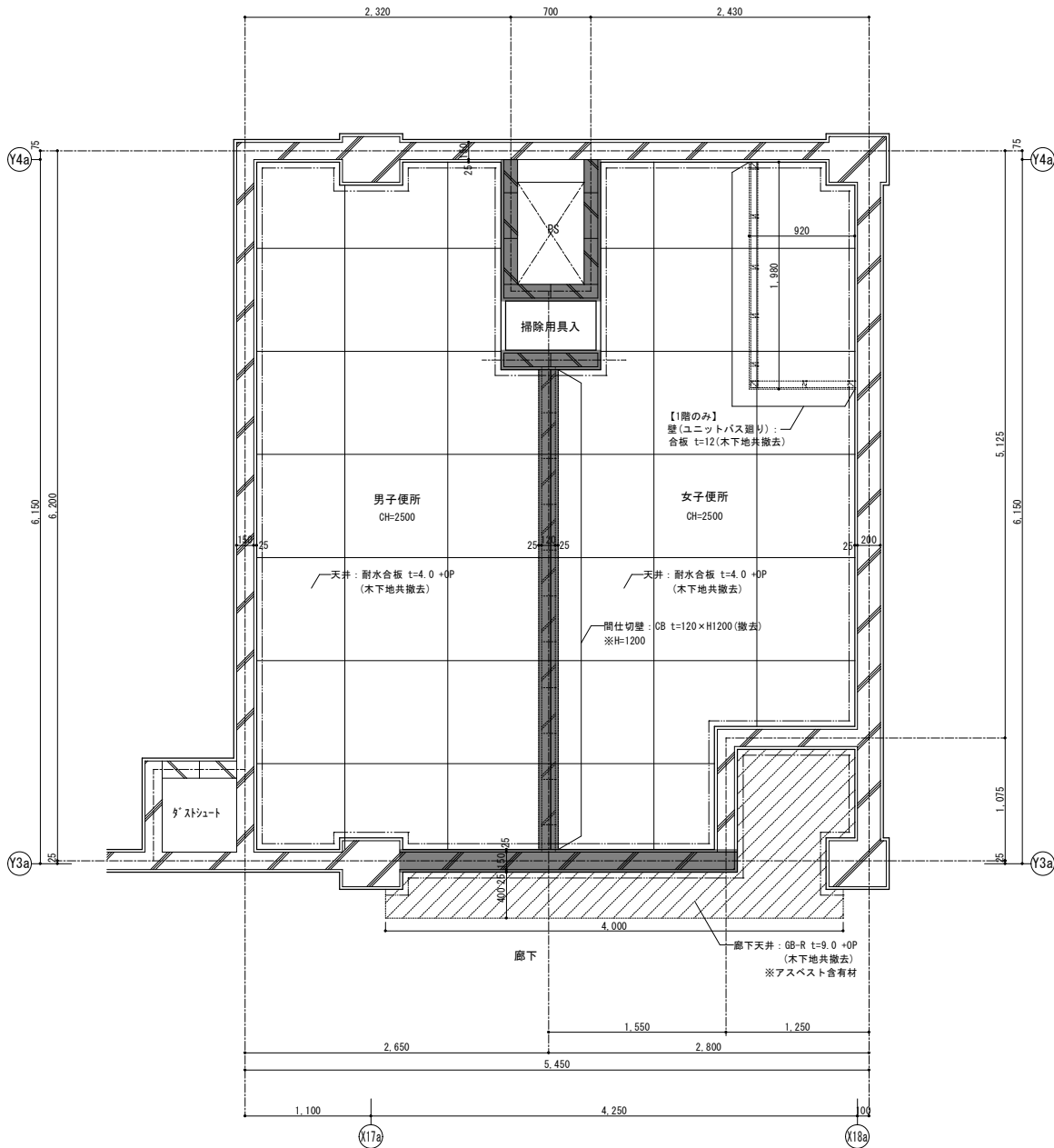


(既存) 仕上表				特記	凡例
区分	仕上		改修内容	※現況と図面が異なる場合は、現況を優先とする。 ※特記なき限り便所の床・壁・天井は全て仕上・下地共撤去し、躯体表しとする。 ※RC壁・CB壁の撤去範囲は撤去壁区分図による。 ※特記なき備品類は学校側にて移動すること。	撤去範囲を示す 撤去範囲を示す 撤去建具を示す FL±0 : FLからの高さを示す ▲ : 床のカッター入を示す
便所	床	モザイクタイル25角貼	嵩上コンクリート共撤去		
	壁	モルタル金ゴテ +VP	モルタル共撤去		
	腰壁	モルタル金ゴテ +VP(艶あり)	モルタル共撤去		
	巾木	—	—		
	天井	耐水合板 t=4.0 +OP	木下地共撤去		
	廻縁	木製 30角	撤去		
	トイレース	耐水ベニヤフラッシュ t=40	撤去		

工事名		日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統			
図番	A-12	図名	(既存) 1・2階平面詳細図	縮尺	1/30
作成	年月日	監理	日野市総務部建築営繕課		
訂正	年月日	設計	株式会社 山下テクノス 事務所登録 管理建築士	一級建築士事務所 第 20633号 一級建築士 第147732号	松崎 正志



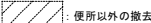
(既存) 3階平面詳細図 S=1/30



(既存) 天井伏図・撤去壁区分図 S=1/30

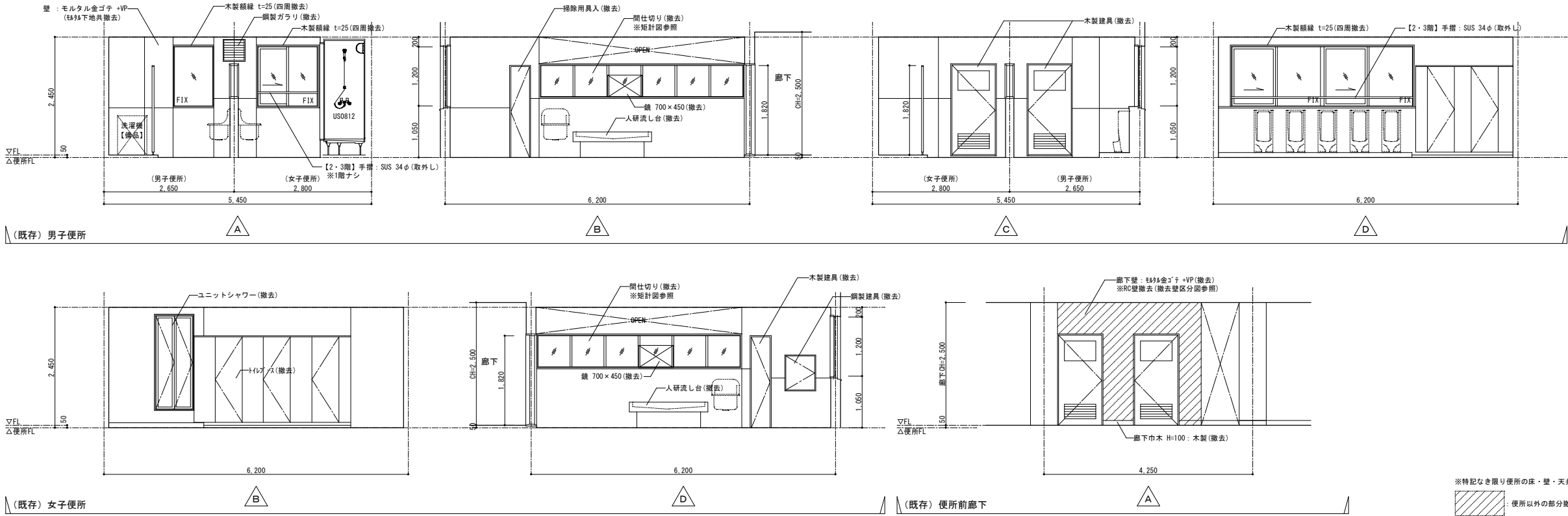


(既存) 仕上表			特記	凡例
区分	仕上	改修内容		
便所	床	モザイクタイル25角貼	嵩上コンクリート共撤去	 : 便所外の撤去範囲を示す
	壁	モルタル金ゴテ +VP	t=18共撤去	
	腰壁	モルタル金ゴテ +VP(艶あり)	t=18共撤去	 : 床スラブ撤去・新設範囲 ※DT-05参照
	巾木	—	—	
	天井	耐水合板 t=4.0 +OP	木下地共撤去	 : 撤去建具を示す
	廻縁	木製 30角	撤去	
	トイレ・ス	メラミン化粧板 t=40	撤去	 : FLからの高さを示す
				 : 床のカッター入を示す

- <凡例>
- : RC壁 t=150の撤去範囲を示す ※H=3000(床間)
- : OB壁 t=120の撤去範囲を示す ※スラブ間
- ※既存取合部はカッター入の上、撤去すること
※特記なき限り、薄墨以外の便所内仕上げは下地共て撤去すること
- : 便所以外の撤去範囲を示す
- 撤去廻縁を示す: 木製 30×30

工 事 名		日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-13	図 名	(既存) 3階平面詳細図 天井伏図・撤去壁区分図		縮 尺	1/30
作 成		監理		日野市総務部建築営繕課		
年 月 日						
訂 正		設計		株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志		
年 月 日						

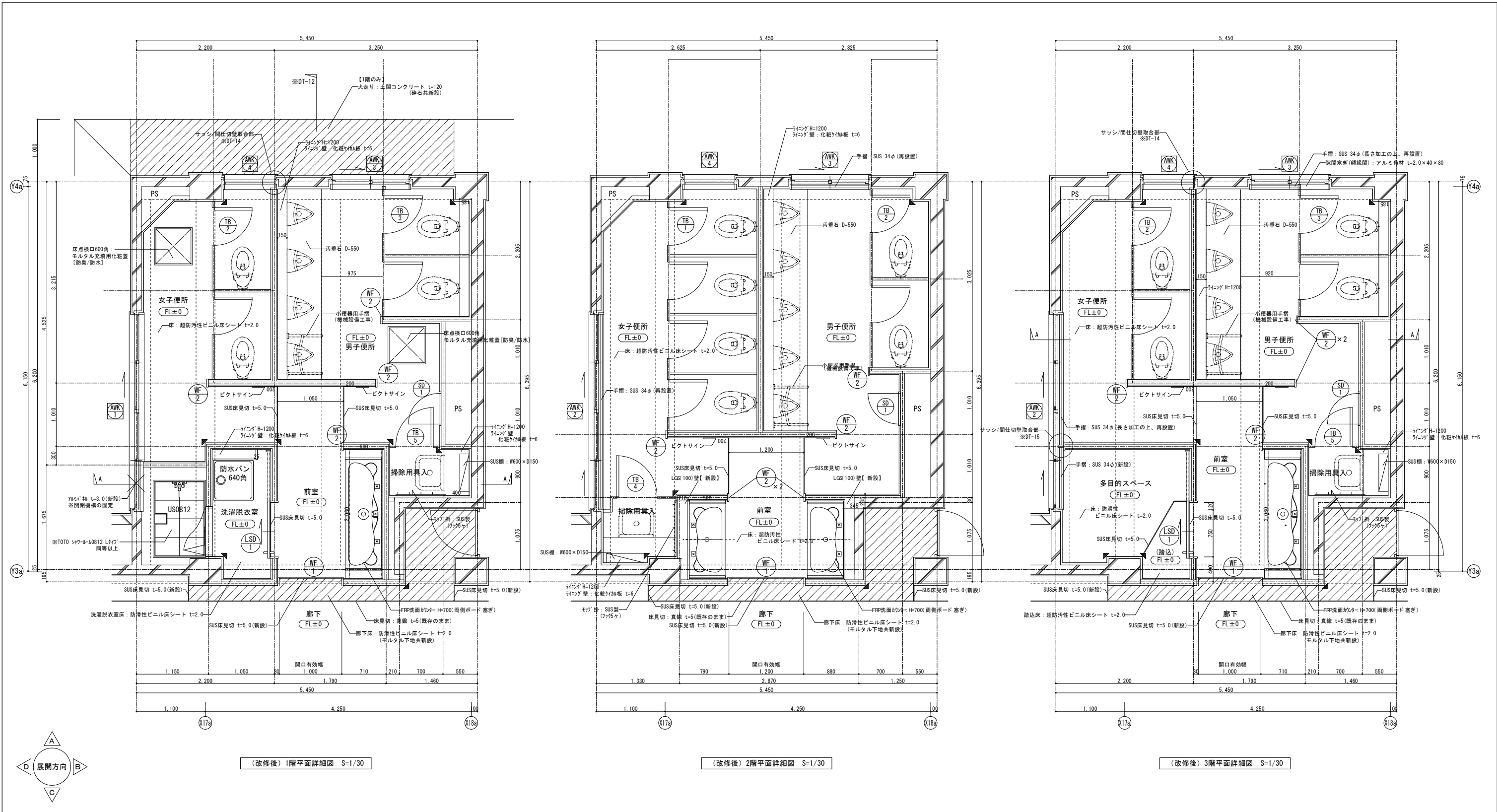
(既存) 展開図 S=1/50



(既存) 建具表 S=1/50

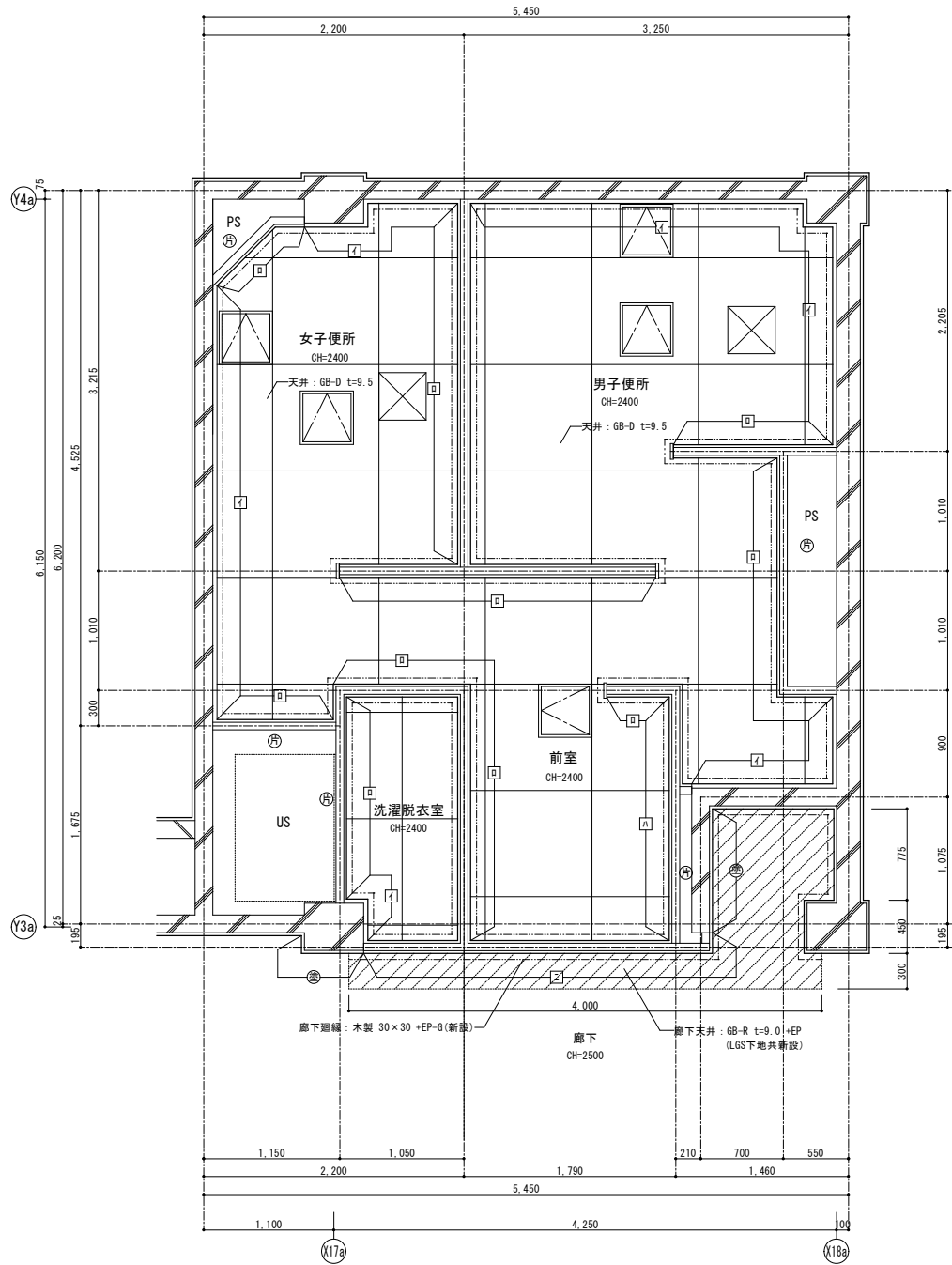
符号	場所	数量	WBT 1 (既存) 1～3階 男子便所・女子便所	6	WBT 1 (既存) 1～3階 男女便所間仕切り	3	SOT 1 (既存) 1～3階 男子便所：PS	3	SOT 1 (既存) 1～3階 便所	3																																																						
装 置	※撤去			※撤去			※撤去			※撤去																																																						
	形式(見込)		木製片開きフラッシュ戸 (36)		木製間仕切り窓		鋼製アングル戸		鋼製ガラリ																																																							
	仕 上		OP		OP		OP		OP																																																							
	ガ ラ ス		透明ガラス t=3.0		型板ガラス t=3.0		—		—																																																							
	金 物		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式		付属金物一式																																																							
符号	場所	数量	TBT 1 (既存) 2階 女子便所	1	TBT 2 (既存) 1階 女子便所	1	TBT 3 (既存) 1・2階 男子便所	2	TBT 4 (既存) 3階 女子便所	1	TBT 5 (既存) 3階 男子便所	1																																																				
装 置	※撤去			※撤去			※撤去			※撤去			T * ：撤去建具を示す																																																			
	形式(見込)		トイレブース (SUS支持脚)		トイレブース (SUS支持脚)		トイレブース (SUS支持脚)		トイレブース (SUS支持脚)		トイレブース (SUS支持脚)																																																					
	仕 上		耐水ベニヤフラッシュ +OP		耐水ベニヤフラッシュ +OP		耐水ベニヤフラッシュ +OP		メラミン化粧板		メラミン化粧板																																																					
	金 物		付属金物一式、頭つなぎ：SUS 40×20		付属金物一式、頭つなぎ：SUS 40×20		付属金物一式、頭つなぎ：SUS 40×20		付属金物一式、頭つなぎ：SUS 40×20		付属金物一式、頭つなぎ：SUS 40×20																																																					
<table><tr><td>工 事 名</td><td colspan="12">日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟西系統</td></tr><tr><td>図 番</td><td>A-14</td><td>図 名</td><td colspan="2">(既存)展開図・建具表</td><td>縮 尺</td><td colspan="7">1/50</td></tr><tr><td>作 成</td><td colspan="2">年 月 日</td><td colspan="2">監理</td><td colspan="8">日野市総務部建築営繕課</td></tr><tr><td>訂 正</td><td colspan="2">年 月 日</td><td colspan="2">設計</td><td colspan="8">株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志</td></tr></table>													工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟西系統												図 番	A-14	図 名	(既存)展開図・建具表		縮 尺	1/50							作 成	年 月 日		監理		日野市総務部建築営繕課								訂 正	年 月 日		設計		株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志							
工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟西系統																																																															
図 番	A-14	図 名	(既存)展開図・建具表		縮 尺	1/50																																																										
作 成	年 月 日		監理		日野市総務部建築営繕課																																																											
訂 正	年 月 日		設計		株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志																																																											

工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟西系統				
図 番	A-14	図 名	(既存) 展開図・建具表	縮 尺	1/50
作 成	監理 日野市総務部建築営繕課				
年 月 日					
訂 正	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所				
年 月 日	事務所登録 東京都知事 第 2 0 6 3 3 号 管理建築士 一級建築士 第 1 4 7 7 3 2 号 松崎 正志				

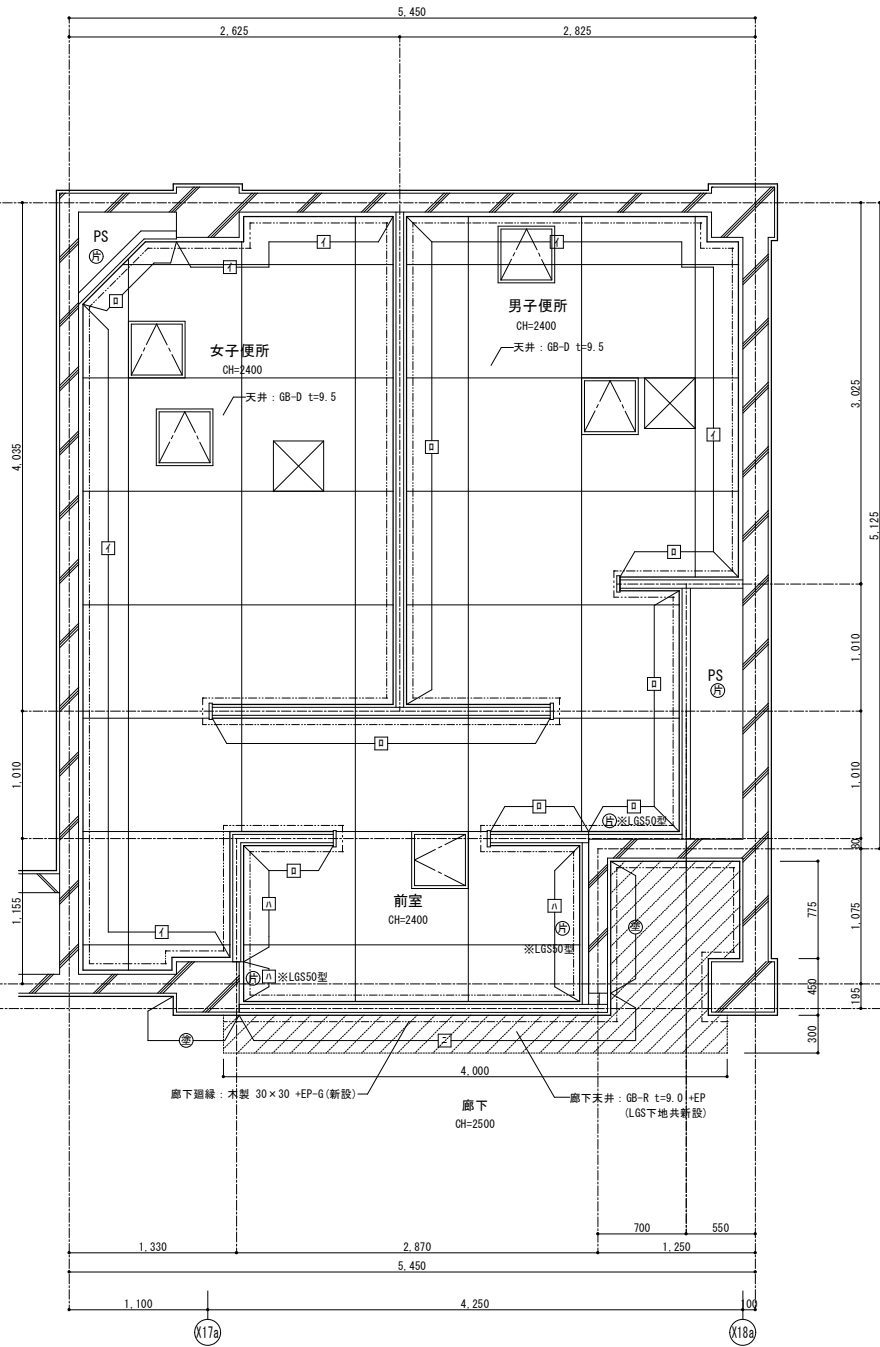


(改修後) 仕上表						特記		略号表	
区分					区分			略号	種別
便所・前室	床	超防汚性ビニル床シート t=2.0	新設	洗濯脱衣室・多目的スペース	床	防滑性ビニル床シート t=2.0	新設	RC	鉄筋コンクリート
	壁	複層塗材E	新設			踏込	超防汚性ビニル床シート t=2.0(前室同等)	GB	コンクリートブロック
	腰壁 (ライング)壁	化粧ケイカル板 t=6 H=1200 ※前室の洗面カウンター前のみ天井まで化粧ケイカル板 t=6.0とする	新設		壁	ビニルクロス	新設	LGS	軽量鉄骨
	巾木	床仕上げ材立ち上げ H=100	新設		巾木	ビニル巾木 H=100	新設	EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り
	天井	GB-D t=9.5	LGS下地共新設		天井	GB-D t=9.5	LGS下地共新設	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り
	廻縁	塩ビ製	新設		廻縁	塩ビ製	新設	VP	塩化ビニルエナメル塗り
	トリプル・ス	高圧メラミン樹脂化粧板 t=40	新設					GB-R	せっこうボード
	サッシ廻縁	珪藻土材CL塗装 t=25	新設					GB-S	シーリングせっこうボード
								GB-D	化粧せっこうボード
凡例	 : 便所以外の新設範囲を示す			 : 新設建具を示す			△ : 室名札を示す ※DT-11		
	 : FLからの高さを示す			 : 改修建具を示す			▼ : 出隅アルミジョイナーを示す ※DT-09		
							※腰壁がないところは、天井までとする		

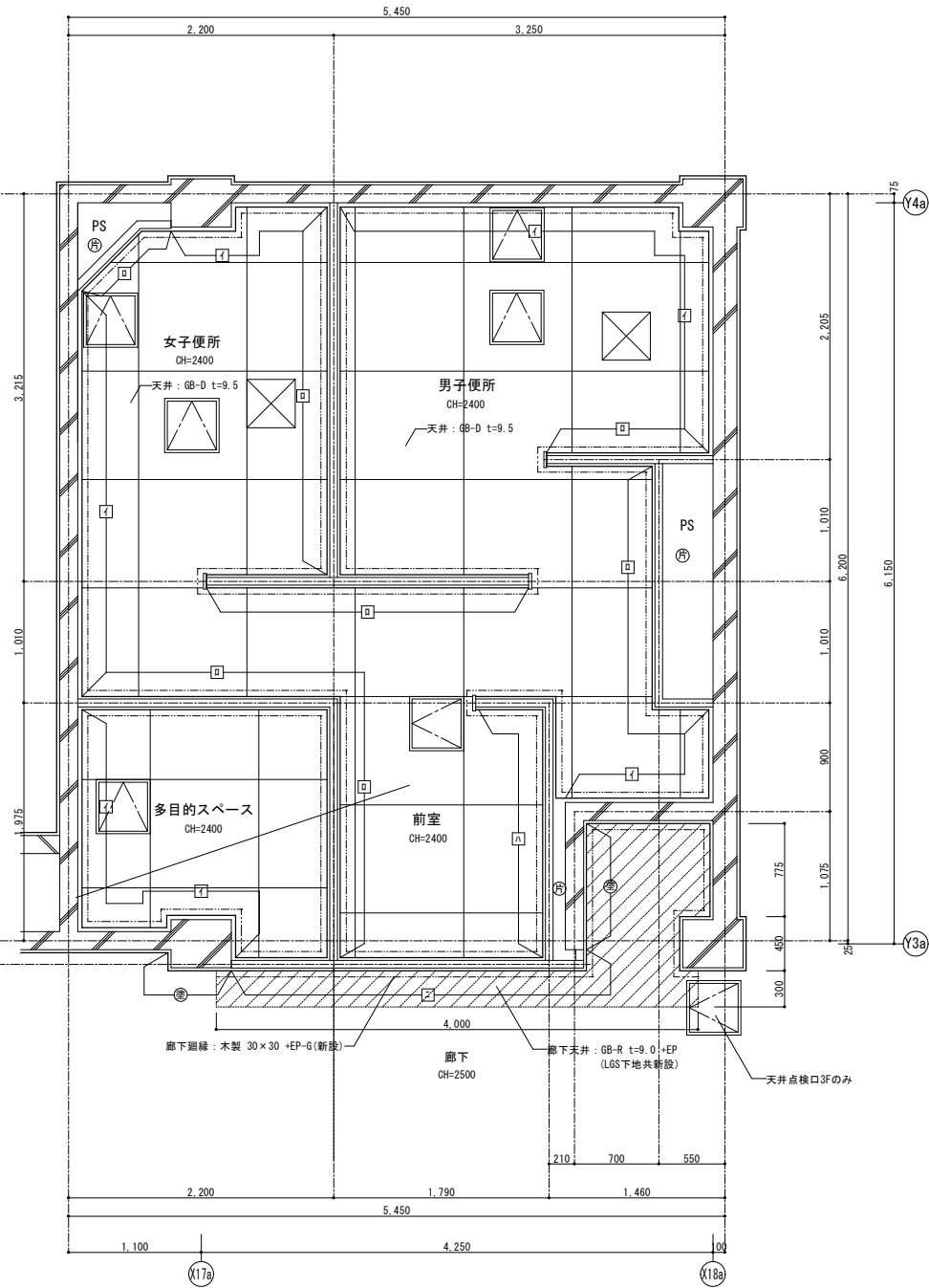
工 事 名				日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統			
図 番	A-15		図 名	(改修後) 1～3階平面詳細図		縮 尺	1/30
作 成	年 月 日		監理	日野市総務部建築営繕課			
訂 正	年 月 日		設計	株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所	事務所登録 東京都知事 第 20633号	管理建築士 一級建築士 第147732号	松崎 正志



(改修後) 1階天井伏図・新設壁区分図 S=1/30



(改修後) 2階天井伏図・新設壁区分図 S=1/30



(改修後) 3階天井伏図・新設壁区分図 S=1/30

壁区分凡例

- [1] (RC) GB-S t=12.5 + 仕上 (GL工法)
- [2] LGS65型下地 + 耐水合板 t=12 + GB-S t=12.5 + 仕上
- [3] LGS65型下地 + 耐水合板 t=12 + 化粧化粧板 t=6
※洗面カウンター取付面はさらに補強材として、
合板 t=12 (H=約2/3×長さ×H900) を施すこと
- [4] (前室側) LGS65型下地 + 耐水合板 t=12 + GB-S t=12.5 + 仕上
(廊下側) 合板 t=5.5 + GB-R t=12.5 + EP
- ※特記なき限り、壁LGS下地はスラブ間とする
※特記なき限り、仕上は仕上表による
※設備機器 (紙巻器等)、モップ掛け、棚には下地補強を施すこと
- ◎ 既存の塗替えを示す
柱型：既存モルタル壁 (EP塗替え)
巾木：既存木製巾木 (EP-G塗替え)
- Ⓜ 片面貼りを示す。

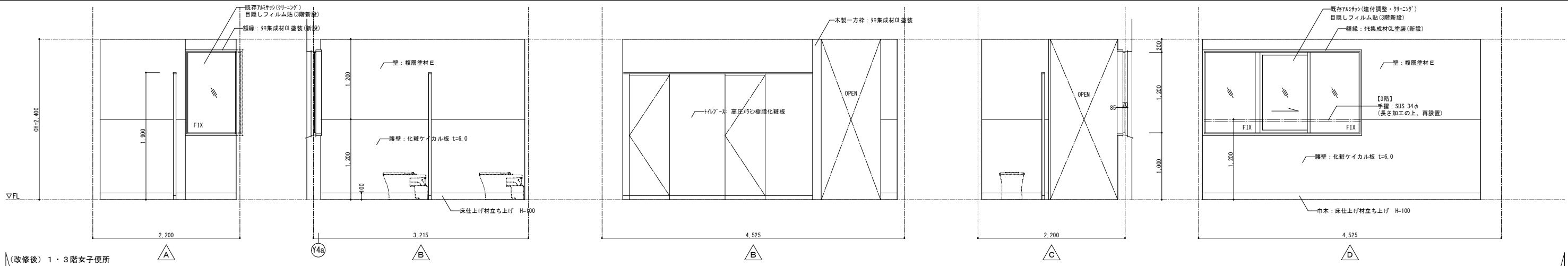
- Ⓜ 天井点検口 (450角 アルミ製目地タイプ)
※開口補強共新設
- Ⓜ 天井開口補強 400角

--- 便所廻縁：塩ビ製 (新設) を示す

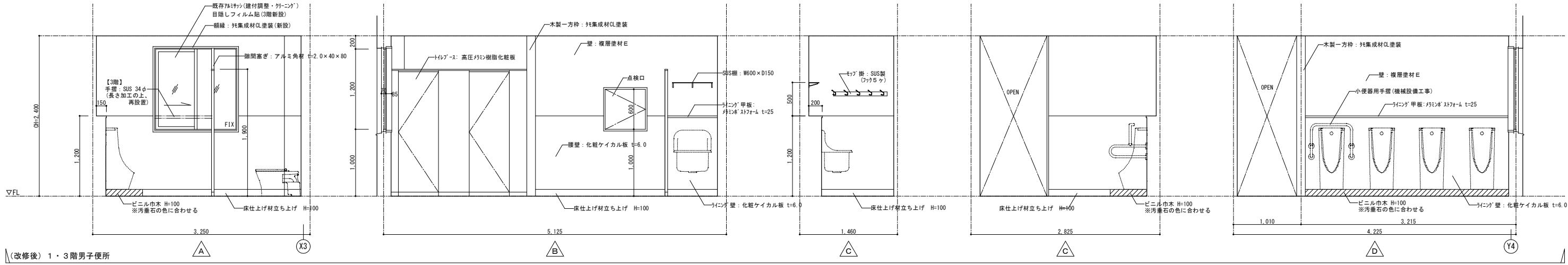
--- 廊下廻縁：木製 30×30 +EP-G (新設) を示す

※天井開口補強及び天井点検口の設置位置・大きさについては、
電気・機械設備と十分に調整の上、施工すること。

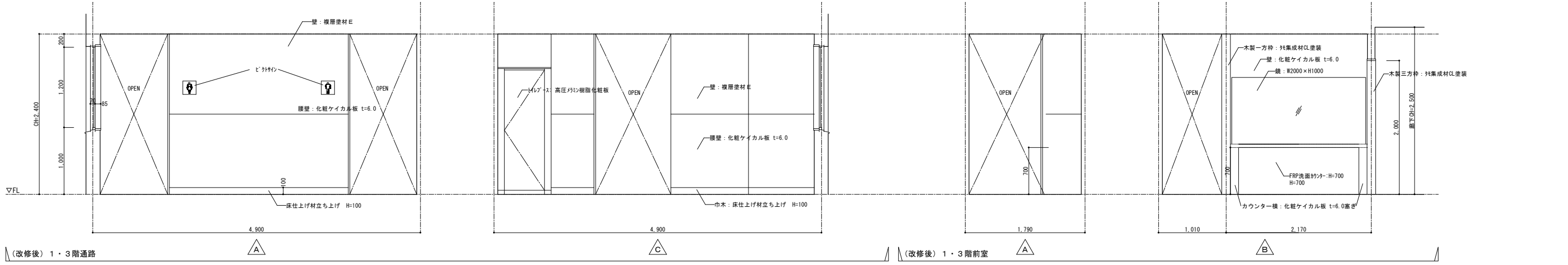
工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-16	図 名	(改修後) 1～3階 天井伏図・新設壁区分図	縮 尺	1/30
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志				



(改修後) 1・3階女子便所

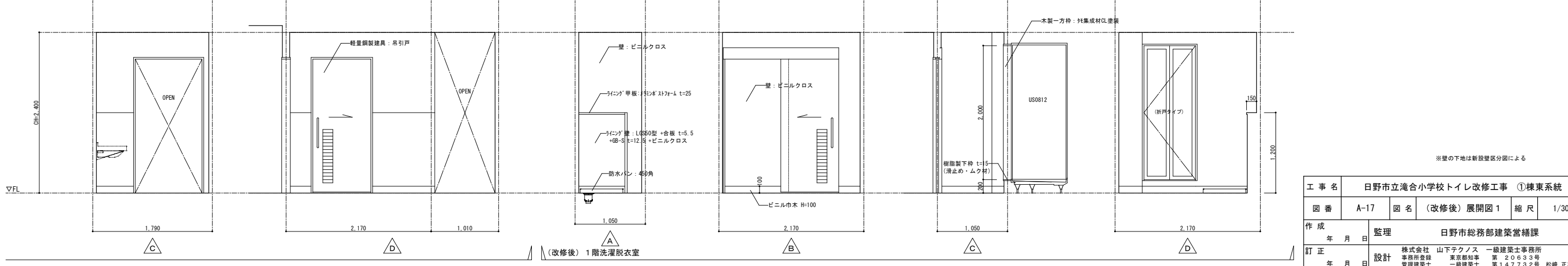


(改修後) 1・3階男子便所



(改修後) 1・3階通路

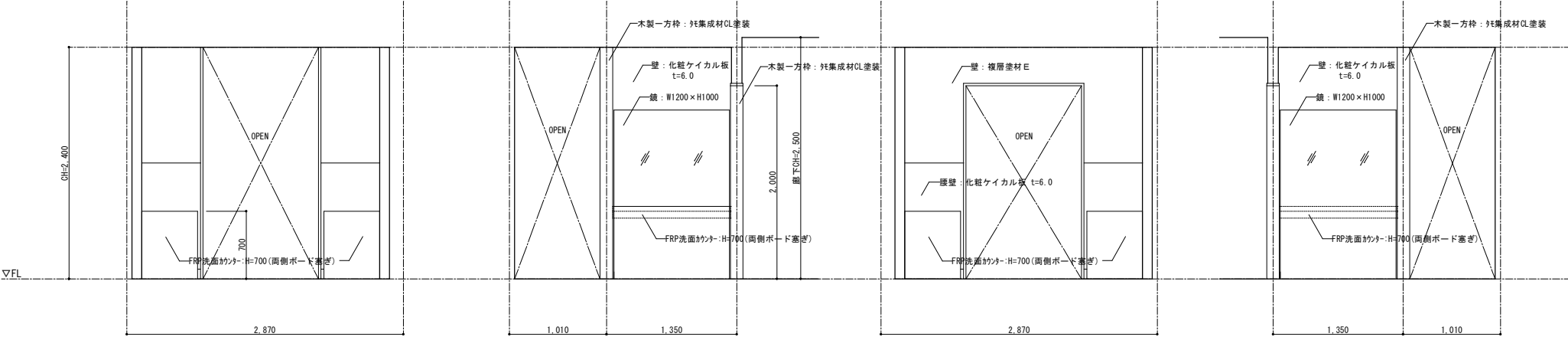
(改修後) 1・3階前室



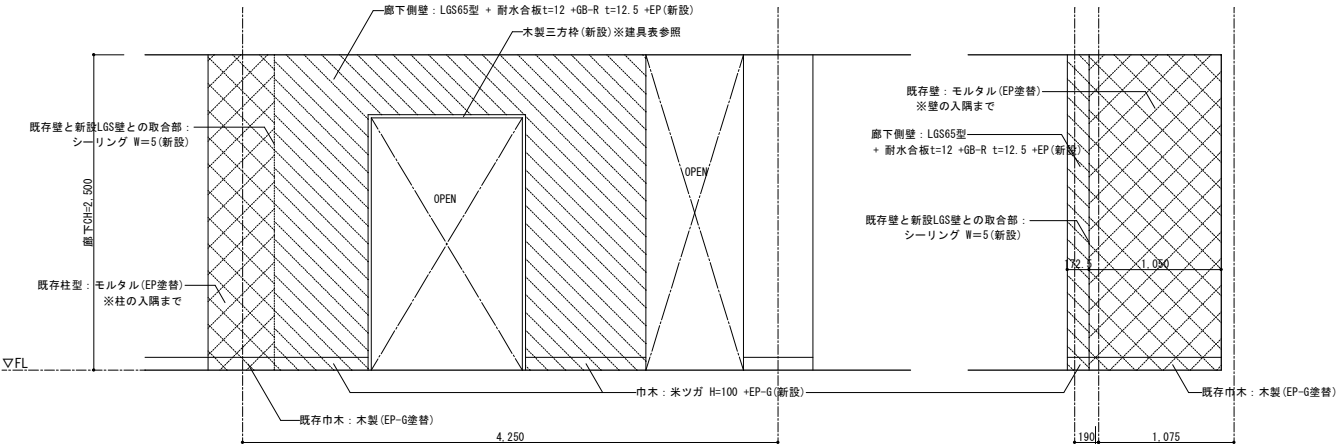
(改修後) 1階洗濯脱衣室

※壁の下地は新設壁区分図による

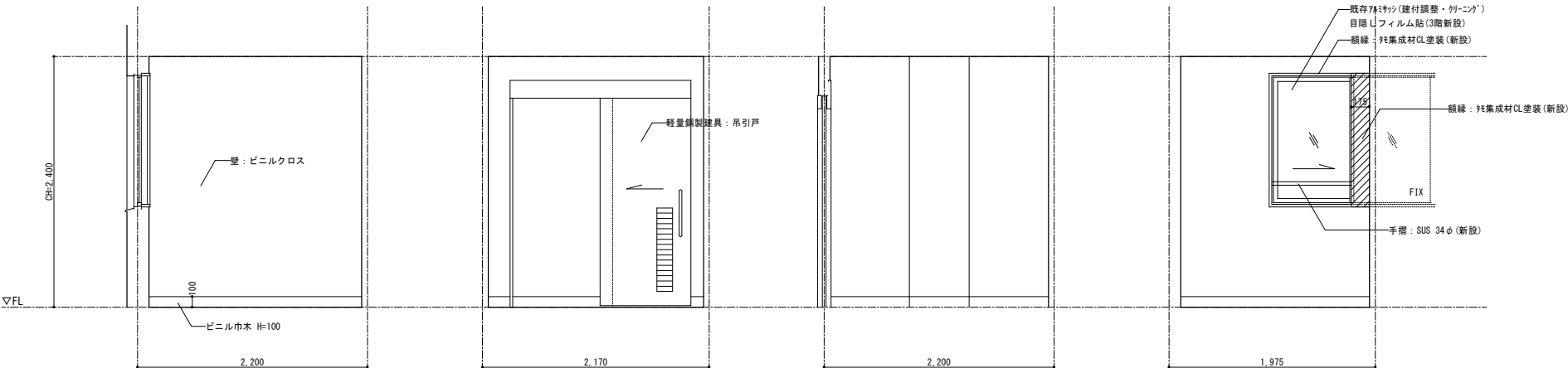
工事名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図番	A-17	図名	(改修後)展開図 1	縮尺	1/30
作成 年月日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂正 年月日	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志				



(改修後) 2階前室



(改修後) 2階便所前廊下



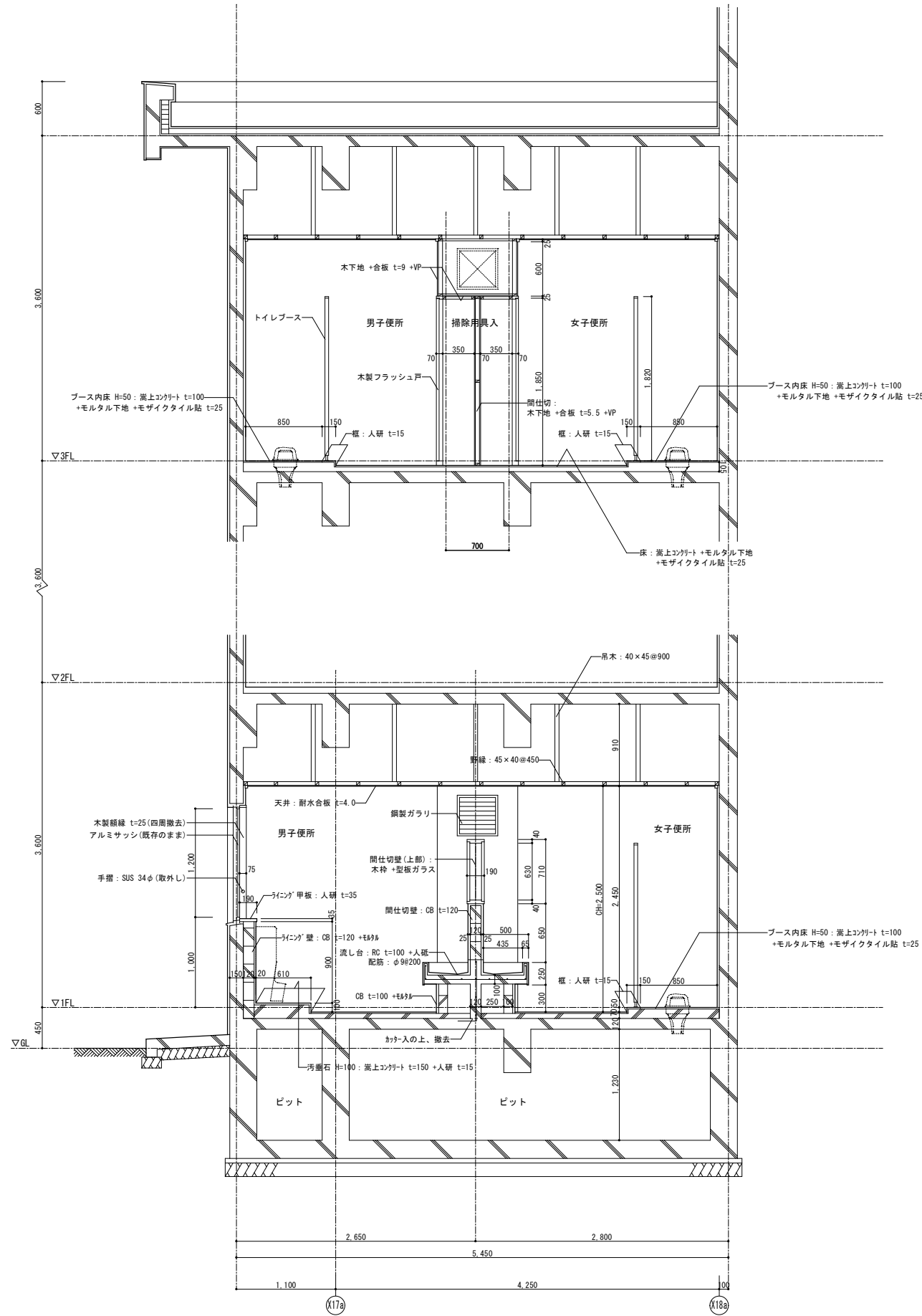
(改修後) 3階多目的スペース

：便所内以外の新設を示す

：既存 塗装範囲を示す

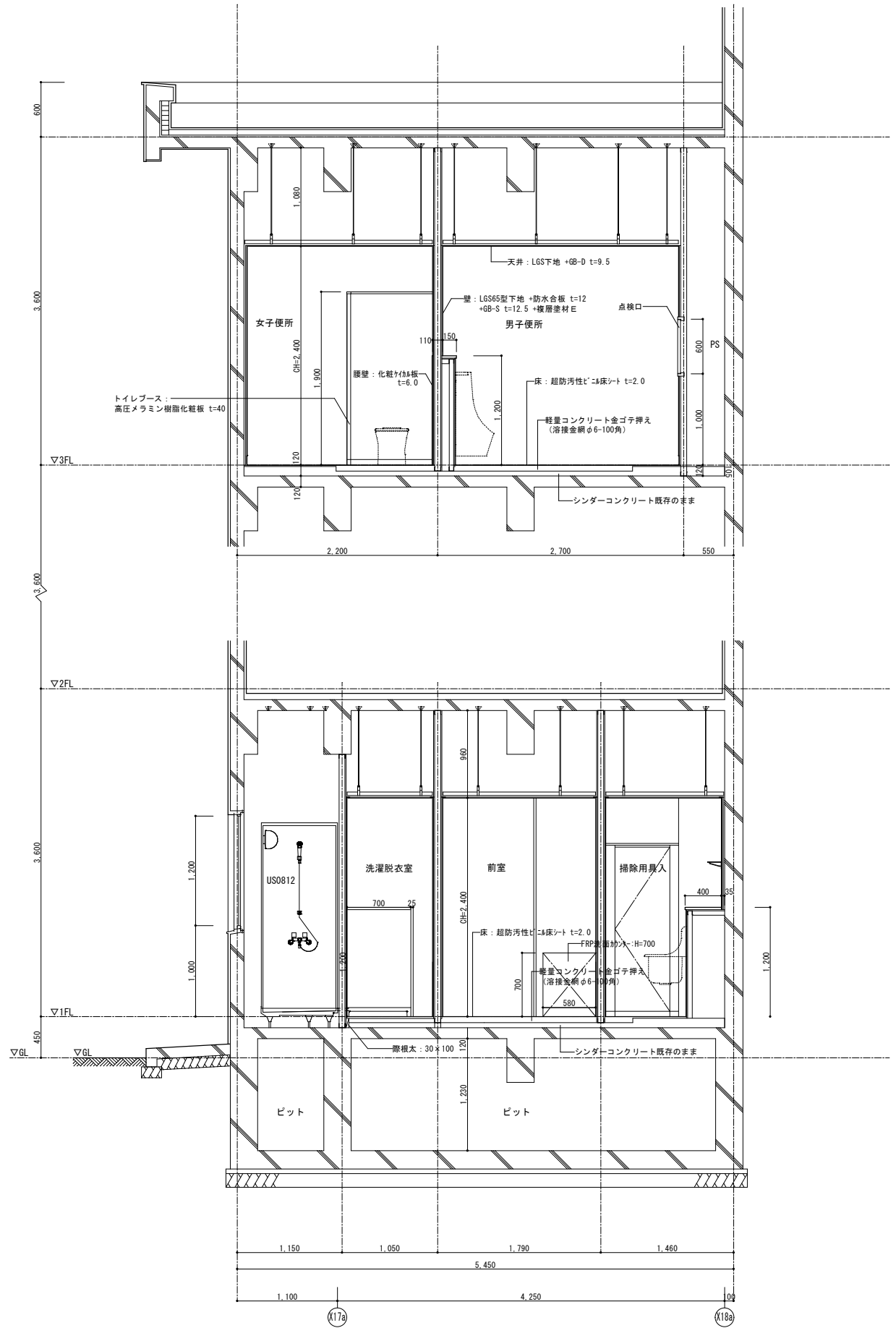
※壁の下地は新設壁区分図による

工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-19	図 名	(改修後)展開図3	縮 尺	1/30
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 2 0 6 3 3 号 管理建築士 一級建築士 第 1 4 7 7 3 2 号 松崎 正志				



(既存) A-A矩計図

※特記なき限り便所の床・壁・天井は全て仕上・下地共撤去し、躯体表しとする。



(改修後) A-A矩計図

工 事 名	日野市立滝合小学校トイレ改修工事 ①棟東系統				
図 番	A-21	図 名	(既存・改修後)矩計図	縮 尺	1/30
作 成 年 月 日	監理 日野市総務部建築営繕課				
訂 正 年 月 日	設計 株式会社 山下テクノス 一級建築士事務所 事務所登録 東京都知事 第 20633号 管理建築士 一級建築士 第147732号 松崎 正志				

